

異議審の最終まで進んできました。 皆様のご支援が合ったればこそです。

申立人 水戸喜世子

物理学者の中にも、ときどき「鉄の塊の飛行機がなぜ空を飛ぶのだ? 落ちないのがおかしい」と言つて、決して飛行機に乗らない人がいる。整備不良も稀はあるが、機長の判断ミスや、人為的作為によって、一挙に多くの人命を失った例は10年単位で起きているように思う。設計上いくら合理性を持ったとしても、動かすのは人間だ。

原発はどうなんだろう。飛行機は、危険だと思う人は乗らないという選択肢があるから、最低限、個人的に回避する手立てがある。稀には沖縄で校舎の上に米軍機が墜落してくるという場面はあったにしても。原発は逃げ道がない。原発の電気は使いたくないと、自家発電で暮らしている人や、あるいは関西電力からは何一つ恩恵を受けていない福井地方の方々も、一旦事故が起きれば、無差別に被ばくを強いられ、だれもそこから逃げることはできないのだ。不当にも巻き添えを食い、その結果人格権、時には命まで奪われることになる。法は一体どうやって市民の権利を守ってくれるのだろう。巻き添えだけはまっぴらだと思う。私が申立人になった理由の一つである。

3回目の異議審は、裁判長に、より理解を深めてもらえるようにと技術的な補強説明と、関電側の設計思想の間違い=採算第一=を正すために、申

立人側代理人と専門家が、陳述に立ってくださったのだと理解している。法廷であることを一瞬忘れるような、大学の教室で講義を聞く雰囲気の中で、裁判長も学生側の座席の最前列に座って、メモを取りながら傾聴させていた。原発装置そのものが、この福井の地で起こりうるあらゆる災害に対して、びくともしないだけの頑丈さを備えているかどうかが、テーマだ。経済第一主義である電力会社が、少しでも外的ストレスを低く見積もり、根拠不明のモデルをもとに確率論的計算の世界に逃げ込もうとするのを、私たちの代理人・専門家たちは、過去のあわや大事故寸前のトラブルを引き合いに出して、「十分に安全余裕をもって設計されたものがなぜこのような事故を引き起こしたのか」と安全余裕が幻想に過ぎないと指摘した。「これで本当に大丈夫だろうか」といつもハラハラドキドキだったという元原子炉設計者である後藤政志さんの発言であるだけに、説得力がある。3・11以前の原発裁判の常であった

裁判長を統計学の迷路に誘い込み、判断停止に追い込む電力会社側の手口が見事に見破られて私は嬉しかった。最前列の裁判長の目にはどう映ったことだろうか。もし万が一にも迷うことがあれば、人はどんな時に幸福であると感じるので、思いを巡らせてほしいものだとふと考えた。

何としてでも勝ちたい仮処分異議審 11月13日には異議審は結審の可能性

大飯原発差止裁判では完全勝利。にも拘らず、原発はすぐには止められなかった。悔しくて起きた(参加した)仮処分裁判。勝取った仮処分決定です。何としても異議審でも勝ちたい。

規制庁は原発の過酷事故を想定しています。(福島規模)そのため、地元では、一時避難所(防護施設)の整備、安定ヨウ素剤の事前配備、30kmの避難計画(実効性は考えられませんが作つてあれば良い)です。福井県でな被爆医療の充実として10数億の予算で医療の放射能対策の整備、はたまた、甲状腺の専門家も育てると言つ始末です。もう、馬鹿げたことをしています。

多くの皆様から、暖かいご支援、カンパには感謝致します。反原発を望んでいるすべての方々に嬉しいご報告ができる事を楽しみに頑張ります。

大飯高浜原発仮処分福井ニュース

大飯・高浜仮処分福井支援の会
2015.10
代表 今大地晴美
副代表 水戸喜世子

大飯・高浜仮処分の会に支援をお寄せくださったみなさまへ

高浜異議審・大飯仮処分 申立人代表 今大地晴美

みなさまからのあたたかいご支援に申立人一同、心より感謝いたしております。

今、わたしたちにできることは、この裁判に何としても勝つことだと思っています。

4月14日の福井地裁での決定から半年、10月8日には債権者であるわたしたち申立人側の代理人である弁護団のプレゼンテーションが行われたところです。裁判所でのプレゼンテーションは、9月3日の債務者である関西電力側に続いて2回目となりました。

申立人側の弁護士のみなさんや専門家のみなさ

んのプレゼンテーションは、誰が聞いても関西電力側を圧倒的に凌駕していました。裁判所が公平公正な立場で判断するならば、わたしたちは必ず勝ちます。来たる11月13日の審尋は、「司法は生きている」「正義は勝つ」ことをきっと証明してくれるでしょう。

その日、その時をご支援してくださったみなさまとともに、迎えたいと願っています。わたしたちには、みなさまの応援が何よりも力となります。ぜひ、11月13日には福井地裁に足をお運びくださいますようお願ひいたします。

申立人 高橋秀典

高浜大飯仮処分10月8日審尋の報告

今回の審尋は、裁判所が市民側の主張を理解するため開催されました。とくに市民側に求められていたことは、前回の審尋で関西電力が、肝腎なところは「考えられる不確かさを考慮している」「国際基準に合致」などと根拠のない主張でごまかしていたことに対する、裁判官に疑問をおこさせるよう論証することでした。結論的には、基準地震動についての論証を行った専門家の長沢啓行さんが林裁判長に「素朴な疑問についてせっかくの機会なので科学の世界での考え方を教えていただきたい」と言わせたように、十分に科学的な論証ができたと言えます。

最大の争点は二つあり、基準地震動と安全余裕です。基準地震動は、原発の構造が予想される最大規模の地震に対応できているのかを考える目安です。今年4月の高浜仮処分決定は、「この10年間で全国の原発が、基準地震動を超える地震を4回も経験している」ことから規制基準が緩すぎると断言しました。原子力規制委の定める基準地震動が妥当なのかが争点になっているのです。

関西電力は、詳細な調査をもとに、3つの異なる手法を用いて基準地震動を策定しているので、基準地震動を超える地震が起きる確率は1万分の1よ

り小ないと主張しています。市民側は、3つの手法いずれを使っても「倍半分以上のばらつきは必至」と具体的に論証しました。林裁判長は「倍半分以上のばらつきは十分に起こりうることなのか?」と質問しました。長沢啓行さんは「2倍のばらつきは十分に起こりうる」と答えましたが、裁判長がどの程度の地震まで予測し対応すべきなのか、決定の哲学を探ろうとしているように私には思いました。

また、市民側は、関電が主張する「地震が起きる確率」計算は、地震学会の研究者から批判が出ていることも紹介しています。川内原発の審査で、火山学者を排除する原子力規制委の体質が問題となりましたが、地震学会の専門家も原子力規制委に協力する研究者は少ないそうです。そしてその数少ない協力者ですら、地震が起きる確率計算を非科学的と批判していることがわかりました。

市民側の弁護士は、論点となっているテーマについての専門家を貪欲に探し出し、日々主張を補強されています。本当に頭が下がる思いですし、心強いです。全国から弁護士さんや専門家が集まって会議を開き審尋に臨れます。交通費などの経費が掛かるので支援のみなさんの温かいカンパが必要です。ご支援をよろしくお願いいたします。